

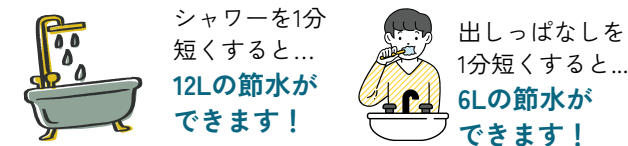
宜野湾市 英語版市報

📍 宜野湾市野嵩1-1-1 | ☎ 098-893-4411 | 📱 @ginowancity.multilingual | NO. 75

節水にご協力ください

沖縄県においては令和5年9月から少雨傾向が続き、今年も過去10年間で最も渇水が深刻な状況にあります。今後も少雨傾向が続き、さらに貯水率が低下した場合、給水制限を検討・実施せざるを得ない状況も予想されます。

市民の皆さまにおかれましては、節水へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



令和5年度MR(麻しん風しん 混合)予防接種第2期について

無料で接種可能な期限は令和6年3/31(日)まで!!
MR(麻しん風しん混合)予防接種2回目がまだなお子さんが373名おられます!

あなたのお子さんのMR接種はお済みですか?
接種がお済みでない方は、既に送付しました予診票、母子手帳をご持参の上、指定医療機関で接種をうけましょう!

(予診票は病院備え付けのものもお使いいただけます)

問い合わせ先: 健康増進課 ☎898-5596



宜野湾市中小・小規模事業者等 エネルギー価格高騰対策助成金

電気代やガソリンなど、エネルギー価格等物価高騰の影響を受ける、市内中小・小規模事業者へ助成金を交付します。

▶交付対象者

- 令和5年7/1時点かつ申請日時点において、宜野湾市内で事業を営む法人および個人事業者。
 - フリーランスの方等で、自己の所有(または賃借)する店舗等を持たずに事業を行っている場合は、市内に住所があること。
- 市内で事業継続の意思がある方。
- エネルギー価格高騰の影響を受け、令和5年7月1日から令和5年12月31日までの間に燃料費や光熱費等のエネルギー経費において、法人は5万円以上、個人事業者は3万円以上の支出がある方。

※詳細については宜野湾市商工会・宜野湾市役所ホームページにてご確認ください。▶



▶交付額対象経費

法人 5万円、個人事業者 3万円
対象経費: 燃料費(ガソリン、軽油、重油、その他燃料費等)、光熱費(電気、ガス、灯油)

▶申請方法

以下の必要書類を宜野湾市商工会まで郵送にてご申請ください。

- ①交付申請書 兼 請求書 ②誓約書 兼 同意書
- ③市内に事業実態を有することが確認できる書類
- ④エネルギー経費支出が確認できる書類
- ⑤本人確認書類
- ⑥振込先通帳の表紙および表紙裏のコピー

※申請書類は、宜野湾市商工会・宜野湾市役所ホームページよりダウンロードできます。

▶申請期間 令和6年4/1(月)~6/28(金)

※事業の進捗状況により変更する場合がございます。

宜野湾市商工会 ☎098-897-0111

〒901-2224 宜野湾市真志喜1-11-11

制服・式服お下がりプロジェクト！



家の中に眠っている制服・式服を、地域の後輩たちに譲って頂けませんか？

福祉総務課では、子ども支援事業の一環として制服・式服などのリサイクルに取り組んでおります。譲って頂くことで、子育て世代の家計の助けになるとともに、子どもたちへ物を大切に使う心を伝えることもできます。

- ・宜野湾市立小・中学校の制服、体操着
- ・宜野湾市立中学校の指定ジャージ
- ・小学生の式服

『ゆずりたい』『もらいたい』どちらもお気軽に問合せください！

※なお、お譲り頂く際には、洗濯またはクリーニングをしてからお持ちくださるよう、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：福祉総務課 内線3133

ごみ処理施設で火災が頻発しています

倉浜衛生施設組合(宜野湾市のごみ処理施設)の、ごみピット内で火災事故が頻発しています。「充電式電池、ボタン式電池、ライター、スプレー缶、カセットボンベ」が燃やすごみ・燃やさないごみに混ざっていたことが火災の原因と考えられます。火災等により施設の稼働が止まった場合、ごみ処理に大きな影響を及ぼしますので、市民の皆さまには再度、適切な分別の徹底をお願い致します。

○モバイルバッテリー等に使用されているリチウムイオン電池等の充電式電池(リサイクルマークがついているもの)⇒リサイクル協力店のリサイクルボックスへ



○ボタン式電池⇒リサイクル協力店のリサイクルボックスへ

○ライター⇒有害ごみ

○スプレー缶、カセットボンベ⇒なるべく使い切った状態で資源ごみ

問い合わせ先：環境対策課 ☎893-4140

4/1(月)より、令和6年度 国民年金保険料「学生納付特例」の申請が始まります！

日本に住所があるすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。ただし、学生には、前年の所得が基準額(※)以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

※所得基準額の目安 本人所得金額128万円+(扶養親族の数×38万円)

▶対象者

大学(大学院)、短期大学、高等学校、専門学校、各種学校(修業年限が1年以上)等に在学する学生 ※日本年金機構が指定する対象校に該当する方

▶必要書類

- ①国民年金保険料学生納付特例申請書(年金係に常備しています)
 - ②身分証明書
 - ③学生証(写しの場合、裏面に有効期限等の記載がある場合は裏面も必要)、在学(在籍期間)証明書(※原本)のいずれか1つ
- ※退職(失業)した方が申請する場合は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等の写しが必要になることがあります。
- ※別世帯の場合は委任状が必要です。

▶学生納付特例の申請が可能な期間について

申請時点から2年1カ月前までの期間を、さかのぼって申請することができます。

※過去分の申請は、申請が遅れると申請できる期間が短くなります。

▶学生納付特例の承認を受けた期間について

- ①老齢基礎年金の受給に必要な納付済期間等に含まれますが、受給額は満額納めた方と比べて減額します。
- ②障害基礎年金および遺族基礎年金を受給するために必要な納付済期間に含まれますが、申請が遅れると含まれない場合があります。
- ③10年以内であれば、猶予された保険料を遡って納めることができます(追納)。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

▶令和5年度に学生納付特例が承認され、令和6年度も在学予定の方

3月末に日本年金機構から送付されるハガキ形式の「学生納付特例申請書」に必要事項を記入し、ポスト投函で令和6年度の学生納付特例の申請ができます。

※令和5年度の承認時期によっては、送付されない場合があります。

スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードで、マイナポータルを利用して電子申請ができます。

日本年金機構ホームページ ▶



問い合わせ先：市民課 内線2763・2764